

2026年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 早川 純午
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

日頃から住民のいのちとくらしを守り、福祉の向上にご尽力いただきありがとうございます。
愛知自治体キャラバンは、46年間継続的に住民要求を取りまとめ要請書を提出し懇談を行い、多くの県民の願いを実現して参りました。

住民要求の高まりの中、国の制度として2026年4月からの公立小学校給食の無償化、2027年4月から国保・子どもの均等割保険料が18歳まで5割軽減されました。また、自治体のご努力下、子ども医療費無料制度、加齢性難聴者への補聴器購入助成、介護保険制度の改善や住宅改修・福祉用具の受領委任払い、「要介護者の障害者控除の認定書発行」の拡大、任意予防接種や妊産婦健診事業などの諸施策を改善することができました。関係者のみなさまのご理解とご協力に感謝いたします。

さて、深刻な物価高騰の中、さらに、介護・医療の保険料と利用料・患者負担が重く、また、地域医療も崩壊の危機に直面し、介護保険は「保険あって介護なし」の危険が高まっています。

つきましては、「いのち・くらし・社会保障」の拡充を最優先に、制度の改善に向け、以下の陳情項目の実施に、前向きなご回答をお願いいたします。また、訪問の折には、自治体のご意見ご要望について率直な意見交換を期待しております。

【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障 **【長寿課】**

★(1) 介護保険料・利用料など

① 介護保険の次年度繰越金や介護給付費準備基金を活用して、介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、所得段階320万円未満の中間層や低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。

第9期事業計画（令和6年度から令和8年度）では、保険料段階を13段階から15段階に多段階化するとともに、低所得段階（第1段階から第3段階）の本人負担保険料率を引き下げました。第10期事業計画に向け、給付実績の推移を考慮しつつ、介護保険事業計画推進委員会の意見を伺いながら検討していきます。

② 収入減少を理由とした減免制度の要件の、前年所得要件、当年所得減少割合および減

免割合を改善してください。

国の軽減制度とのバランスを考慮しつつ検討していきます。

③介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

国の制度に基づき進めていきます。

④介護保険施設への独自支援、介護付き有料老人ホーム、認知症グループホーム等の入所者や短期入所者等の食事、居住費に対する助成制度を実施・拡充してください。

国の制度に基づき進めていきます。

(2)介護保険サービス

①要支援1・2の訪問介護、デイサービスの総合事業への移行に際して、移行以前に実施されていたサービス(「現行相当サービス」)が必要な人には継続した利用ができるようにしてください。また、報酬単価を引き上げてください。

現行相当サービスの利用にあたっては、対象者個々のアセスメントに基づき、自立支援に向けたケアプランを作成し、サービスを提供しています。

★②どの地域に住んでいても利用者が全国一律のサービスを受けられるよう「特定地域サービス」および「特定地域居宅サービス等事業」の制度を採用しないでください。

知多北部広域連合では、特定地域サービス及び特定地域居宅サービス等事業はありません。

③福祉用具貸与の対象品目を縮小しないでください。また、要介護度にかかわらず必要な人が利用できるようにしてください。

国の制度に基づき進めていきます。

★(3)訪問介護事業所・特別養護老人ホーム等の基盤整備

①介護報酬引き下げ、物価高騰や人員不足により経営難に陥っている訪問介護事業所に対して自治体の独自財源による財政支援で在宅サービスを維持・確保してください。

国の制度に基づき進めていきます。

②特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者の実態を把握し、早急に解消してください。

待機者調査を実施し、実態把握に努め、介護保険事業計画推進委員会の意見を伺いながら検討していきます。

③要介護1・2の特別養護老人ホーム入所希望者の実態を把握し、「特例入所」について、広報を積極的に行うとともに、希望に沿うようにしてください。

特例入所が必要な方に対し、適切な広報を行うとともに、利用者の状況や希望等も踏まえて、特例入所を実施しています。

★(4)介護人材確保

①介護職員の処遇改善・人材確保のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。

介護のしごと就職フェアを開催する等、他市町と連携して実施しています。

②一人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう財政支援を行ってください。

国の制度に基づき進めていきます。

③8時間以上の長時間労働を是正してください。

国の制度に基づき進めていきます。

④夜勤体制についての実態調査を実施してください。

必要に応じて実施します。

★(5)高齢者福祉施策の充実

①中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施するとともに助成内容を充実してください。また、加齢性難聴を早期発見するための無料検診事業を実施してください。

難聴補聴器購入助成制度を実施しています。無料検診事業は検討していません。

②買物や通院をはじめ高齢者の外出支援の施策を充実してください。

福祉タクシー券、リフト付きタクシー券を交付し、外出支援を行っています。

(6)認知症高齢者の福祉施策の充実

①「認知症基本法」の基本理念にもとづき、地域の実情にそくした「市町村認知症施策推進計画」を作成してください。

令和9年2月の高齢者保健福祉計画の改定に合わせて予定しています。

②認知症の人が事故を起こした時に備える「賠償補償制度」を保険料無料で実施し、さらに拡充してください。

認知症高齢者等あんしんネットワーク事業と合わせて実施しています。

③認知症を早期に発見して適切な治療につなげるため、名古屋市が実施している「もの忘れ検診」のような無料検診事業を実施してください。

国の制度に基づき検討していきます。

(7)第10期介護保険事業計画の作成

①第10期介護保険事業計画の作成にあたっては、その調査内容と結果、策定委員会の傍聴、議事録の公開など審議内容について住民に広く公開するとともに、その意見を積極的に住民から聞く機会を設けてください。

従前から事業計画作成に当たっては、公募委員4名を含む24名の委員で構成される介護保険事業計画推進委員会を開催し、傍聴募集を行い、議事録はホームページで公開をしています。また、パブリックコメントも実施しています。

②作成にあたっては要介護認定の比率が高まる75歳、80歳以上の人口の推移を反映し、居宅サービスも施設サービスも必要十分な量・質を自治体の責任で確保してください。

介護サービスについては、施設待機者調査を行い、施設整備計画を策定する等サー

ビスの安定的な供給を図っています。また、事業所への運営指導等を実施しサービスの質の維持・向上に努めています。

★(8)障害者控除の認定

①介護保険のすべての要介護認定者または障害高齢者自立度A以上を税法上の障害者控除の対象とし、すべての対象者に「障害者控除対象者認定書」を自動的に個別送付してください。

要介護1以上を「普通障害者」の対象としています。

介護認定申請時、本人から認定調査内容について情報提供の同意を得ていますが障害者控除に使用することに対しては同意を得ていないため、障害者控除の証明書を希望する方は個別にお申し出いただいています。

2. 国保の改善

★(1)保険料(税)の引き下げ【保険医療課】

①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。

国民健康保険での必要な支出を、保険税や国庫及び県支出金で賄うことにより、財政収支の均衡を図ることが重要です。決算補填等目的のための一般会計繰入れを行わないよう適切な税率設定を行います。

②前年度までに積み立てられた基金や剰余金は保険料(税)の引き下げに使ってください。基金は設けていません。剰余金は翌年度に繰越金として活用しています。

★(2)保険料(税)の減免制度【保険医療課】

①低所得世帯のための保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

所得額による一律の減免制度の実施は、決算補填等目的のための一般会計繰入れが必要になるため、考えていません。

②18歳までの子どもに均等割保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

年齢による一律の減免制度の実施は、決算補填等目的のための一般会計繰入れが必要になるため、考えていません。

③収入減少を理由とした減免制度の前年所得要件を1,000万円以下、当年所得減少割合を10分の8以下および減免割合を改善してください。

所得要件等を改めることは考えていません。

★(3)保険料(税)滞納者への対応

①保険料(税)滞納者に対して医療機関の窓口で医療費の10割負担を強いる制裁措置を行わないでください。【保険医療課】

法令に基づき対応しています。

②保険料(税)滞納者の生活実態把握に努め、納付が困難と判断した場合は、滞納処分
の停止、欠損処理などを迅速に実施してください。【収納課】

③滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。【収納課】

(②③回答)

納付方法・納付計画を本人から確認する際には、まず生活実態の把握に努め、納付する資力があるかどうか調査しています。本人からの聞き取りや財産等の調査の結果、納付する資力がないと判断した場合は、法令に基づき滞納処分の停止等を実施しています。

しかしながら、資力があるにもかかわらず、再三の納税催告に応じない方や納付の約束を不履行される方については、やむを得ず法令に基づき差押を実施しています。

★(4)保険料(税)の統一への対応【保険医療課】

①都道府県単位の保険料(税)統一に反対してください。

財政基盤の強化や給付水準の安定化を目的として国が推進している制度であるため、反対することは考えていません。

②保険料(税)および保険料(税)減免制度の検討にあたっては、都道府県単位の保険料(税)統一を前提としないでください。

統一化の制度趣旨に沿って適切に対応します。

(5)傷病手当金・出産手当金【保険医療課】

①傷病手当金・出産手当金制度を創設してください。

傷病手当金・出産手当金制度を創設するには、財源確保のため保険税率の引き上げが必要になるため、考えていません。

(6)一部負担金の減免制度【保険医療課】

①一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。

基準の見直しは考えていません。

②制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

市ホームページで周知を行っています。

★(7)資格確認書の発行【保険医療課】

①国民の受療権を守り、すべての加入者が安心して医療機関にかかることができるように、資格確認書はマイナ保険証を所持している人も含めた全加入者に自動的に発行してください。

制度の効率化や利便性向上というマイナンバーカード一体化の趣旨に鑑み、マイナ保険証の利用登録者も含めた全員への資格確認書の一律交付は行いません。

3. 生活保護・生活困窮者支援

(1)生活保護制度【福祉課】

★①物価の高騰に対応できるよう手当を出すなど支援してください。

保護費での生活が厳しい旨の相談があった場合は、家計改善のアドバイスやフードバンク利用の案内などの支援を行っています。

★②生活保護の申請書は、誰もが見えるところに置き、申請権を侵害しないよう速やかに受理してください。

相談者から相談があった時点で、申請意思の有無に応じて申請書を交付しています。申請書受理後は法定期間内に決定処理し、必要な支援を実施しています。

★③「生活保護は権利です」「ためらわずに相談を」という内容を、しおり、ポスター、市の広報やホームページに掲載するなど、生活に困っている住民が生活保護の窓口をためらわずに利用できるよう積極的にPRしてください。

生活に困っている住民が生活保護の窓口をためらわずに利用できるよう、しおり及びホームページに掲載しPRしています。

④住居のない人を他自治体にたらいまわししないでください。住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設入所ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。

住居のない人から相談があった場合は、生活状況等を確認し適切に対応しています。緊急保護のため無料低額宿泊所等の施設を利用する場合もありますが、利用者の希望や状況に応じて居宅支援を行っています。また、施設は全て個室化されたものを利用しています。

⑤熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、すべての生活保護世帯に対して自治体としてエアコン設置・買い換えの費用や冷房費の補助を行ってください。

生活保護法の規定に基づき、新規に保護申請をされた場合や転居に際して、エアコンがない世帯に対しては家具什器費を支給しています。エアコンがない世帯で購入費用を工面できない世帯については、社会福祉協議会が行う資金貸付事業を案内しています。

⑥扶養照会は、厚労省通知の趣旨を踏まえ、扶養照会を拒む申請者の意向を尊重し、扶養が期待できる人に限定してください。

扶養照会は生活保護法第4条第2項に基づき実施しています。今後とも国の通知等に留意し適切に運用していきます。

⑦車の使用は、個別事情に配慮し、一律的な対応で生活保護が受けられなくならないようにしてください。

生活保護の実施要領に基づき、障害があるなど個別事情を踏まえて、自動車の保有を検討しています。

★⑧ケースワーカー、査察指導員は国の最低基準(標準)を守り、不足することのないよう増員してください。

社会福祉法第16条の規定に基づき、適正な職員配置をしています。

⑨女性のケースワーカーを配置し、比率を増やしてください。

ケースワーカー6名のうち女性のケースワーカーを3名配置しています。

⑩ケースワーカーや面接相談員は、専門職・有資格の正規職員で配置し、研修を充実し、経験年数の長い職員を育ててください。「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。

ケースワーカーや面接相談員は、専門職・有資格の正規職員の配置に努めています。人事異動により新たにケースワーカーとして配置した資格のない正規職員については、主事資格通信課程を受講し資格を取得しています。また、職員には研修に参加させ、指導にあたる担当者の研修や勉強会を適宜開催し、資質向上に努めています。なお、ケースワーカーの外部委託は考えていません。

⑪就労支援員など専門性のある職は正規職員で配置するようにしてください。

就労支援員は、社会福祉士の資格を持った会計年度任用職員を配置しています。

⑫生活保護費が不当に削減された問題で、給付にあたってDV等で世帯を離脱した人の分まで元の世帯主へ給付せず、本人に渡るようにしてください。また、認知症や障害者に対して適切な案内を行ってください。

追加給付については、国の支給の取り扱いに従い給付します。認知症や障害者の方から追加給付の問い合わせ等があった場合には、わかりやすく丁寧な説明や案内をしています。

(2)生活困窮者支援【福祉課】

①自立相談支援は直営で行い、福祉、就労、教育、税務、住宅、水道、医療、介護、社会保険など様々な関係機関との連携が速やかにできるようにしてください。特に、生活保護が必要な人については、生活保護が受けられるよう生活保護担当部署と連携してください。

地域福祉の推進の中核的役割を担い、専門的な知識を有する職員を配置する知多市社会福祉協議会に委託し、生活保護担当部署を含め各種支援が包括的に行われるよう緊密に連携しながら支援を実施しています。

②任意事業についてすべての事業を実施してください。また、住民が相談しやすいようしおりを作成し、広報やホームページに掲載などに努めてください。

未実施の任意事業(就労訓練)については、事業について調査研究します。

③食料品や光熱費などの高騰が続く中で、自立した生活が送れるように手当を支給するなど生活困窮者に対して支援をしてください。

自立相談支援事業や家計改善事業等において自立した生活が送れるよう生活困窮者に対する支援を行っています。

④熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、低所得世帯に対するエアコン購入助成事業を創設・拡充してください。

エアコン購入費助成事業の創設・拡充については、考えていません。

4. 福祉医療制度【保険医療課】

★①福祉医療制度(子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。また、入院時食事療養の標準負担額を助成対象としてください。

令和6年9月に子ども医療を拡充しました。その他の医療については、拡充・縮小は考えていません。入院時食事療養費の標準負担額の助成は考えていません。

②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで窓口無料で実施してください。

子ども医療費は、令和6年9月から18歳年度末まで窓口無料としています。

- ★③精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持している人の医療は、精神疾患に限定せず、すべての病気を対象にしてください。また、精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院医療)の窓口負担を無料にしてください。

精神障害者保健福祉手帳1・2級対象者は、精神疾患に限定せず、精神障害者医療費助成の対象にしています。自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としています。

- ④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。

拡大する考えはありません。

- ★⑤妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。

助成する考えはありません。

5. 子どもの権利保障

(1)子どもの権利を守る施策の推進【子ども若者支援課】

- ①教育・学習支援への取り組みを強化し、小学校低学年から通年で実施してください。NP Oやボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

教育・学習支援への取り組みについては、進学を見据えて、中学生を対象に学習支援事業を継続していきます。また、家庭や学校が居場所になりにくい子どもが安心できる場として、児童育成支援拠点事業を専門的なノウハウを持つ民間団体に委託し、実施しています。さらには令和6年4月から市内子ども食堂に対して補助金を交付し、令和7年4月には補助金を拡充しています。

- ②こども家庭相談体制を整備・拡充してください。「こども家庭センター」を確実に設置し、専任・正規による専門職員の配置をはじめ必要な体制を整えてください。

令和6年4月から子ども若者支援課、子育て総合支援センター、保健センターの三拠点連携型のこども家庭センターを設置しています。令和7年度からは、こども家庭センター職員へのスーパーバイズを実施し、支援力の向上に努めています。今後も子ども及び妊産婦を含めた全ての子育て世帯への相談支援体制の整備・拡充を図ります。

(2)就学援助制度の拡充【学校教育課】

- ①就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。

知多市では就学援助制度の主旨に鑑み、教育の機会均等を確保するという就学援助制度の根幹を第一に考え、平成26年度に、就学援助制度の対象を生活保護基準額の1.3倍未満の世帯までに拡充しました。現状では、1.4倍以下へのさらなる拡充は検討していません。

- ②クラブ活動費・卒業記念品・オンライン学習通信費など支給内容を拡充してください。

令和3年度に内容を見直し、タブレットの持ち帰りに伴い、就学援助世帯で市からモバイルルーターを貸し出した家庭については、市がその通信料を負担するよう支給内容を拡充しています。

③申請の受付は、学校と市町村窓口のどちらでも受け付けてください。年度途中でも申請できることを周知徹底してください。

就学援助の申請について、学校と市町村窓口どちらでも受け付けを行うとともに、年度当初の申請については、電子申請を受付けています。また、学校及び市の双方で周知するとともに、ホームページに掲載するなど、引き続き周知徹底を図ります。

★(3)義務教育無償化【学校教育課】

①小中学校の給食費を無償にしてください。

国の給食費負担軽減施策に伴い、令和8年度から小学校の給食費を無償化しました。中学校の給食費については国の施策の対象外であるため、これまで通り保護者負担としています。給食費の無償化には大きな財政負担を伴うため、本市単独で無償化を実施する考えはありません。

なお、経済的な理由で給食費の支払いが困難な世帯については、就学援助の相談を勧めています。

②教材費・修学旅行費・制服代など義務教育全体を無償にしてください。

副読本や野外教育活動のバス借上げ料の公費負担をしています。現状では、さらなる公費負担の拡充は検討していません。

★(4)就学前教育・保育施設等の給食について【幼児保育課】

①就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。

国の制度に基づき検討していきます。

②就学前教育・保育施設等における給食の外部搬入を行わないでください。

給食の外部搬入は考えていません。

★(5)子どもの権利を保障する保育の質の向上【幼児保育課】

①保育士配置基準について、国の改正基準である3歳児15対1、4・5歳児25対1と、国が加算措置した1歳児5対1を早期に確実に実現してください。すでに実施済みの市町村は、0・2歳児も含め、自治体独自に、公私間の格差なく、さらなる改善を図ってください。

実施可能な園から新配置基準に合わせて定員を調整し、対応しています。

②公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。希望するすべての子どもが施設環境、人員配置等において格差なく保育を受けられるよう認可保育所を整備・拡充してください。育児休業を取得した場合に保育施設を退園(育休退園)にしないでください。

保育需要や施設の老朽化を踏まえ、民営化も含めて保育施設の維持・充足を図ります。育児休業取得時に2歳児以上の児童は継続利用を可能としています。

③保育施設等への指導監査について、引き続き実地検査を原則とし、市町村として各施設の保育内容等、安全・安心な保育のための実態把握に努めてください。監査を行う職員は保育士の有資格者など保育業務のわかる人を配置してください。

民間事業者の運営する保育施設等への指導監査については、毎年実地検査を行っています。その際には事務職員に加え、指導主事又は指導保育士が同行し、保育業務に

についても監査を行っています。

- ④こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)の対象施設から営利事業者を除外してください。また、事業を実施する施設には定期的に訪問し、保育内容や職員配置、安全管理等の実施状況を把握・検証するとともに、自治体の責任で必要な指導・援助を行ってください。あわせて、環境整備及び職員配置のための自治体独自補助を行ってください。

国の制度に基づき事業を実施し、民間事業者の運営する保育施設等へは、指導主事又は指導保育士が定期的に訪問するなど、保育業務について必要な指導・援助を行っていきます。

6. 障害者・児施策【福祉課】

- ①自治体独自の障害者への手当を増額してください。独自手当のない自治体は設けてください。

現在、手当を増額する予定はありません。

- ★②どんな障害のある人でも、24時間365日希望する地域で安心して生活できるようグループホームや入所施設等「くらしの場」を拡充してください。

- 1)自治体として具体的な計画をもってグループホームや入所施設の拡充をしてください。そのためにも待機者などの実態把握を適切に行ってください。

- 2)グループホーム運営費や物価高騰対策としての家賃補助の増額などを行い、障害者年金で利用できるようにしてください。

グループホーム等社会資源の拡充については、状況に応じ、その支援方法を検討していきます。

- 3)夜間職員の配置基準を夜間常時2名体制となるよう自治体独自の補助をしてください。

夜間体制など障害福祉サービスの実施に係る人員の確保については、機会を捉えて県・国に要望していきますが、市独自の援助については、国の基準が基本と考えているため、予定していません。

- ★③どんな障害のある人でも、その人の願う地域での生活ができるように居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・移動支援など、ヘルパー事業所の拡充をしてください。

- 1)居宅介護等の支給時間数は、余暇利用を含め本人が必要とする時間を支給してください。

国の定めに則り、個人の生活状況を確認しながら、適切な支給決定を行っていきます。

- 2)住んでいる地域で受けられる支援に格差がないよう、自治体として具体的な居宅介護等の整備計画を策定してください。

社会資源の拡充については、状況に応じ、その支援方法を検討していきます。

- 3)移動支援の報酬単価を大幅に増額してください。

基本報酬に関しては、国の基準に準ずるものと考えています。

- ④障害児やその家族が安心して、福祉施設とつながれるように、自治体として実態把握とともに、障害児施設の拡充をすすめてください。

1) 保育園に通いたくても通えず、「待機児童」となっている障害児の人数把握をすすめる、地域で通える場所・体制の整備をすすめてください。**【幼児保育課】**
保育園での受入れのほか、地域で通える場所・体制の整備に取り組んでいます。

2) 放課後等デイサービスや児童発達支援事業所、児童発達センターなどでの給食費については無償にしてください。**【子ども若者支援課】**
国の制度上、実費負担が原則とされているため、市独自の助成を行うことは現時点において考えていません。

3) 「のぞまないセルフプラン」とならないよう、自治体として相談支援事業所の整備や相談支援専門員の増員をすすめ、障害児や家族が福祉制度につながっていけるよう支援してください。**【子ども若者支援課】**
市直営の障がい児相談支援事業所を整備し、「のぞまないセルフプラン」とならないよう支援しています。

⑤ 家族介護の負担が虐待につながりやすいことから、社会的支援の利用をすすめることを絶えず周知するとともに、自治体職員が自宅訪問し状況確認する等、社会的孤立が起こらない支援体制をとってください。また、障害福祉施設等での虐待認定したケースの検証をし、虐待が起こらないような支援策を講じてください。

障がい者相談支援センターと連携し、障がいのある方が安心して生活ができる支援体制を整えています。個別に支援が必要なケースについては、アウトリーチや多機関での支援会議などを実施しています。また、虐待については、虐待ネットワーク会議や障がい者自立支援協議会の研修などで検証を行っています。

⑥ 40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

国の基準に準じ、障がいのある方が生活を送る上で必要とするサービスについて聞き取り、本人意向にもとづいたサービスを提供しています。

7. 予防接種【健康推進課】

★① 高齢者用肺炎球菌・带状疱疹ワクチンの定期接種の自己負担を無料にしてください。

B類予防接種については（インフルエンザ、新型コロナ含む）、接種費用の約3割を自己負担額として設定しており、今後も継続予定です。

★② 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）ワクチンの2回接種、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、高齢者用肺炎球菌の2回目のワクチン、50歳以上を対象とする带状疱疹ワクチン、高齢者を対象としたRSウイルスワクチン、男性を対象としたHPVワクチンについて、自己負担無料の任意予防接種を設けてください。

任意の予防接種に対する助成制度については、副作用等による健康被害が生じた場合に鑑み、慎重に対応すべきと考えています。なお、中学3年生、高校3年生を対象にインフルエンザ予防接種の全額助成、満1歳から2歳未満の児と年長児を対象に、おたふくワクチン接種費用の一部助成は継続します。

8. 健診・検診【健康推進課】

★①産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。

平成19年度から助成を開始し、平成30年度から助成対象回数は2回になっています。

★②5歳児を対象とした健診支援事業を実施してください。

令和8年5月から開始しました。

③妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

令和5年4月より、市内の指定歯科医療機関において、妊娠中に個別で口腔内診査・歯磨き指導等を実施しています。また、産婦歯科健診は、3～4か月児健診受診時に母親を対象に集団で実施しています。

④保健所や保健センターの歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

現在、常勤2名体制になっています。

9. 地域の保健・医療【健康推進課】

①公立病院の経営形態を維持してください。

公立西知多総合病院は、知多半島北西部の急性期拠点病院を担っており、今後とも東海市と知多市による公立病院としての経営形態を維持していきます。

②自治体独自の医師・看護師等医療従事者の確保対策、医療従事者向けの奨学金制度を実施・拡充してください。

公立西知多総合病院では、医師については、定期的な医局訪問により、関係構築に努めています。看護職については、西知多看護専門学校始め、多くの看護専門学校を訪問し、人材確保を行っており、公立西知多総合病院を志望の場合、奨学金制度があります。

【2】国および愛知県に以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。【保険医療課】

保険者支援については、機会を捉えて要望していきます。

②マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を引き上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。【保険医療課】

年金事務については、法定受託事務として実施しているだけであり、制度について意見を出す立場にありません。

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる利用料の負担増や給付削減はしないでください。【長寿課】

国に対し、事業所の経営安定化を図ると共に、保険料負担を抑制するよう財政措置を行うよう要望しています。

④介護・福祉労働者の夜勤の労働環境を改善してください。【長寿課】

令和8年度に処遇改善加算が拡充されましたが、今後も国に対し、処遇改善や介護

報酬の引き上げを行うよう要望していきます。

⑤介護・福祉労働者の処遇改善を確実に実施してください。【長寿課】
国に対して引き続き要望していきます。

⑥加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る公的支援制度を創設してください。【長寿課】
機会を捉えて要望していきます。

⑦18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。【保険医療課】
機会を捉えて要望していきます。

⑧中学校の給食費を無償にしてください。【学校教育課】
国の動向を注視し、機会をとらえ要望していきます。

⑨障害者・児の「暮らしの場」を拡充してください。【福祉課】
機会を捉えて要望していきます。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

①国民健康保険への愛知県独自の財政措置を強化し、市町村が愛知県に納める納付金を引き下げてください。【保険医療課】
機会を捉えて要望していきます。

②加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る補助制度を新設してください。【長寿課】
機会を捉えて要望していきます。

③子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。【保険医療課】
機会を捉えて要望していきます。

④学校給食無償化のために愛知県独自の補助制度を新設してください。【学校教育課】
国及び県の動向を注視し、機会を捉え要望していきます。

⑤地域に必要な病床を確保してください。【健康推進課】
病床数については、愛知県が病床整備計画に基づき、公立・公的病院に限らず民間病院も含め、地域医療構想に基づき、各病院の改革プラン等も踏まえた意見聴取・協議を経て、適正に管理を行っています。

⑥地域医療介護総合確保基金を活用し、医療・介護・福祉など公的価格で働く職員の処遇改善、人材確保をしてください。【福祉課、長寿課、健康推進課】
機会を捉えて要望していきます。（福祉課、長寿課）
申し入れの趣旨は理解しました。（健康推進課）

以上